

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の改正の概要

(税理士)

対象行為		法規定	新基準(案)				現行基準				備考(主な変更点等)
			判断要素	戒告	停止(2年) 6月 1年 2年	禁止	判断要素	戒告	停止(1年) 6月 1年	禁止	
1 法第45条 (不真正税務代理等)	(1) 第1項 (故意)	2年内の停止又は禁止	不正所得金額等		6月以上		不正所得金額等		6月以上		・業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。
	(2) 第2項 (過失)		申告漏れ所得金額等				申告漏れ所得金額等				・法45条1項との權衡を勘案し、税理士業務の禁止処分は設けず、業務停止期間の上限を2年とする。
2 法第46条	(1) 法第33条の2の虚偽記載	戒告、 2年内の停止 又は 禁止	虚偽記載の件数、程度		1年以内		虚偽記載の件数、程度				・法45条1項又は2項に付加して生じる違反行為であるため、量定の上限は変更しない。
	イ 自己脱税 (重加)		不正所得金額等				不正所得金額等				・業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。
	ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(過少)		申告漏れ所得金額等				申告漏れ所得金額等		6月以内		・過去、相当多額の申告漏れ事案が発生したが、業務停止期間6月では軽すぎるとの意見を踏まえ、業務停止期間の上限を2年とする。
	ハ 調査妨害		行為の回数、程度				妨害行為の回数、程度				・業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。
	ニ 名義貸し (37条の2除く)		貸人数、作成件数、期間、対価				(新規)				・新設された37条の2の対象外である「税理士業務を停止されている税理士」への名義貸しを違反行為として新設。
	ホ 業務懈怠		—		1年以内		—		6月以内		・今後、業務懈怠件数が多い事案が生じる可能性は否定できないことから、業務停止期間の上限を1年とする。
	ヘ 会費滞納		—				(新規)				・平成26年度税制改正の大綱を踏まえ新設。 ・法41条(帳簿作成義務違反)の量定と權衡を図る観点から、戒告とする。
	ト その他反職業倫理的行為		—				—				・業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。
	(3) 法第37条の2 (名義貸し)		貸人数、作成件数、期間、対価				貸人数、期間、関与件数等				・法37条の2の新設に伴い、法37条(信用失墜行為)から独立して明示。
	(4) 法第38条 (守秘義務)		—				—				・業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。
46 条	(5) 法第41条 (帳簿作成義務)		—				—				・変更なし
	(6) 法第41条の2 (使用者監督義務)		—		1年以内		—				・過失による不真正税務書類の作成及び過去事例との權衡を図る観点から、量定の上限を変更しない。
	(7) 法第42条 (業務の制限)		税務代理件数、作成件数、相談件数				違反行為に係る関与件数				・業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。
	(8) 業務停止処分違反		—				(新規)				・過去事例あり。懲戒制度の根幹を搖るがす重大な違反行為として、業務禁止処分を新設する。
	(9) その他		—				—				・業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。

(税理士法人)

対象行為		法規定	新基準(案)				現行基準				備考(主な変更点等)
			判断要素	戒告	停止(2年) 6月 1年 2年	解散	判断要素	戒告	停止(1年) 6月 1年	解散	
1 法又は法に基づく命令違反	(1) 法人固有の手続規定 (法第48条の10《成立の届出等》、第48条の13《定款の変更》、第48条の18《解散》又は第48条の19《合併》)	戒告、 2年内の停止 又は 解散	—				—				・変更なし
	(2) 法第37条 (信用失墜行為)		イ 自己脱税 (重加)	不正所得金額等			内部管理体制・内部規律の整備状況、関与社員税理士数等				・税理士法人と税理士の量定の權衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。
	ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(過少)		申告漏れ所得金額等				内部管理体制・内部規律の整備状況、関与社員税理士数等		6月以内		・税理士法人と税理士の量定の權衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。
	ハ 会費滞納		—				(新規)				・平成26年度税制改正の大綱を踏まえ新設 ・法41条(帳簿作成義務違反)の量定と權衡を図る観点から、戒告とする。
	(3) 法第41条 (帳簿作成義務)		—				—				・変更なし
	(4) 法第41条の2 (使用者監督義務)		—		1年以内		—				・税理士法人と税理士の量定の權衡を図る観点から、業務停止期間の上限を1年以内とする。
	(5) 業務停止処分違反		—				(新規)				・懲戒制度の根幹を搖るがす重大な違反行為として、解散処分を新設する。
	(6) その他		—				—				・税理士法人と税理士の量定の權衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。
2 運営が著しく不当	(1) 社員税理士 に法45条、 46条に規定する行為		社員税理士の量定				内部管理体制・内部規律の整備状況、関与社員税理士数等				・税理士法人と税理士の量定の權衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。
	(2) その他		—				内部管理体制・内部規律の整備状況、関与社員税理士数等				・税理士法人と税理士の量定の權衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。